

立憲主義と経済秩序

金子 匡良

I 問題の所在

- ・立憲主義 = 憲法に基づいて政治を行うという原理。歴史的には、18世紀以後に生まれた自由主義的憲法に基づく政治形態の原理であって、その具体的内容は、権力分立、基本的人権の保障、法治主義などである。（有斐閣『法律学小辞典』）
- ・立憲主義における人権 ⇒ 立憲主義の目的であり手段 cf. 切り札としての人権
- ・「ビジネスと人権」に対する語感的な違和感
⇒ 国家はどこにいるのか？ 人権の直接的私人間適用？ 立憲主義の希薄化？
- ・「ビジネスと人権」の出発点としてのダボス演説
われわれは選択を迫られている。短期的な利益の計算によってのみ導かれるグローバルな市場か、それとも、人間の顔をしたグローバルな市場か。敗者の命運を無視する利己的で規制のない世界か、それとも、強く成功した者がその責任を受け入れて、グローバルな展望の下でリーダーシップを発揮するような世界か。あなた方、財界の指導者には正しい選択をしてほしい。
(1999年ダボス会議におけるアナン国連事務総長の演説)
⇒ グローバル市場をコントロールする手段としての人権
- ・「ビジネスと人権」と立憲主義との関係性・整合性
⇒ 「ビジネスと人権」は立憲主義の中でどのように説明できるのか、あるいはできないのか？（立憲主義の国際経済(法)領域への準用？/立憲主義の適用範囲の拡大？）
⇒ そもそも立憲主義はどのような経済秩序を前提にしているのか？

II 近代立憲主義（古典的立憲主義）

- ・ロックの所有権論・貨幣論・自生的秩序論
自然状態では理性に基づく自生的秩序によって平和な状態が保たれる→各人の身体に対する絶対的所有権→労働の成果物に対する絶対的所有権→貨幣を媒介にした無限の占有と蓄積の容認→それを擁護するための政府の樹立
⇒ “ブルジョワ立憲主義”
- ※ヴァージア権利章典 1 条：全ての人は生まれながらにして等しく自由で独立しており、一定の生来の権利を有している。それらの権利は、…いかなる盟約によっても、…彼らから奪うことはできない。すなわち、財産を獲得して所有し、幸福と安全を追求し獲得する手段と共に生命と自由を享受する権利である。
- ※フランス人権宣言 17 条：所有は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、それを奪われない。

- ・そこで前提とされる経済秩序 ⇒ 絶対的所有権に基礎をおく自生的自由主義経済秩序
- ・この経済秩序を守るための国家論・主権論・人権論として立憲主義が生まれた？（下部構造が上部構造を規定する??）
- ・この経済秩序を守るための国家論 ⇒ 自由国家論
- ・この経済秩序を守るための主権論 ⇒ 国民主権論（ただし制限選挙に基づく「市民」主権論）
- ・この経済秩序を守るための人権論 ⇒ 「鎖としての人権」論

Ⅲ 現代立憲主義（修正立憲主義）

- ・資本主義の加熱と暴走→極端な社会的格差の発生（市場の失敗）→マルクス主義拡大への恐怖
⇒ 立憲主義の修正 e.g. 絶対的所有権の否定と所有権に対する本来的限界の画定、社会権の保障、社会・経済法の整備

※ワイマール憲法 151 条①：経済生活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを旨とす、正義の諸原則に適合するものでなければならない。各人の経済的自由は、この限界内においてこれを確保するものとする。

- ・そこで前提とされる経済秩序 ⇒ 社会的・経済的弱者の権利と所有権との均衡の上に成り立つ矯正的自由主義経済秩序
- ・この経済秩序を守るための国家論 ⇒ 社会国家論
- ・この経済秩序を守るための主権論 ⇒ 普通選挙に基づく(文字通りの)国民主権論
- ・この経済秩序を守るための人権論 ⇒ 「鎖としての人権」論+「鞭としての人権」論

- ・現代立憲主義における人権論の変化

①新たな対象としての社会的権力（立憲主義の対象としての「政治」の拡大）

②新たな機能としての「鞭」（国家による給付・促進）

⇒ 社会・経済法の整備による憲法的機能の代替

- ・社会・経済法の目的とする経済秩序 ⇔ 現代立憲主義の前提とする経済秩序？

∥

効率性の確保

消費者厚生確保

（衡平な所得分配の確保）

Ⅳ 立憲主義の危機？（ポスト立憲主義）

- ・グローバリゼーション+政府の失敗（ガバナンス・ギャップ）
⇒ 規制できない国家、給付できない国家
⇒ 立憲主義の危機？

- ・立憲主義の危機に対する補強策 ⇒ 国際法による対処
- 〔国民主権・国家主権による一国立憲主義の限界 ⇒ 国際人権法による補強
社会的権力（特に企業）の越境性 ⇒ 国際経済法、国際環境法による補強
⇒ グローバル立憲主義の隆盛
- ・国家以外のアクターによる立憲主義の実践への期待
 - ⇒ そのひとつとしての企業への期待
 - ⇒ アナン演説が期待する企業像
 - ⇒ 自主規制・自己制限する企業、給付・促進を担う企業
 - ⇒ 「ビジネスと人権」が想定する企業像
- ・ポスト立憲主義が前提とする経済秩序 ⇒ 自主規制し、かつガバナンス・ギャップを埋める企業によって担われる自由主義経済秩序（自生的 or 矯正的？）
- ・この経済秩序を守るための国家論 ⇒ 古典的自由国家論（リバタリアニズム、ハイエク主義）？ 社会国家論？ コミュニタリアニズム？
- ・この経済秩序を守るための主権論 ⇒ ？
- ・この経済秩序を守るための人権論 ⇒ 人権の「尊重・保護・充足」論

V 立憲主義と企業像

- ・古典的立憲主義 ⇒ 絶対的所有権の担い手としての企業 = 人権の担い手としての企業
- ・現代立憲主義 ⇒ 社会的権力・擬似権力としての企業 = 人権の侵害者としての企業
- ・ポスト立憲主義 ⇒ 擬似権力として人権の尊重・保護に努める企業 = 人権の擁護者としての企業

◆判例に見る企業像

①八幡製鉄事件判決（最大判昭和 45・6・24）

「…会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行するうに直接必要な行為に存することはいうまでもないところである。しかし、会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであつて、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとつても、一般に、かかる社会的作用に属する活動を行うことは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあつても、目的遂行のうに必要のものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがつて、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはないのである。」

⇒ 市民としての企業

②電話帳広告掲載拒絶事件判決（大阪高判昭和 56・1・29）

「独禁法が不公正な取引方法を禁止した趣旨は、公正な競争秩序を維持することにあるから、同法…において使用されている「不当に」という言葉の意味も右のような独禁法の趣旨に照らして判断すべきものである。しかして、昭和 48 年当時にはすでに同和問題が社会問題として論議されてきており、同和対策事業特別措置法などの制定をみて、同和対策のための諸施策を迅速かつ計画的に推進することが国及び地方公共団体の責務とされていたことは公知の事実であるところ、…被控訴人は、探偵業に関する広告について「結婚」「尾行」等の字句が使用されていても、これまではそのまま電話帳広告として掲載を認めてきたが、同和問題に対する社会的関心が強まってきたため、公社である被控訴人においても同和対策の見地から右のような字句が使用された探偵業の広告については電話帳広告として掲載を認めないこととし、その方針のもとに控訴人に対してその申込みにかかる前記電話帳広告の字句の変更を求めたところ、控訴人がこれに応じなかったため、やむをえず右広告を掲載しないことにしたことが認められるから…、被控訴人の右広告掲載拒否をもって、公正な競争秩序の維持を阻害するおそれのある…不当な取引拒絶に該当するものと認めることはできない。」

⇒ 反差別は経済法によって確保すべき公正な経済秩序の一端を成す

- ・①②等から判断すると、すでに国内的には、ポスト立憲主義における企業像＝「ビジネスと人権」が想定する企業像が描かれてきた？
- ・この傾向（企業の市民化＋人権の経済秩序化）の促進が「ビジネスと人権」の目的であり、それがポスト立憲主義が前提とする経済秩序となる…？？